

報告第 3 号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 10 日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第 10 号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成 17 年 11 月 24 日議決）第 1 号及び第 2 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 5 月 7 日専決

新城市長 下 江 洋 行

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和 6 年 1 月 23 日 午後 3 時 50 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 新城市愛郷字河合タレ地内 |
| 3 | 賠償する相手方 | 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
道路管理者
愛知県知事 大 村 秀 章 |
| 4 | 事故の概要 | 市営バス塩瀬線の運行車両が県道作手保永海老線を走行していたところ、後続車両があったことから進路を譲るために車両を左側に寄せようとした。その際に右前方から鹿が現れたため、これを避けようと更にハンドルを左に切ったところ、車両がガードレールに衝突し、愛知県が所有し管理するガードレールを破損させた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 334,180 円 |

報告第4号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年6月10日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第9号

工事請負契約の変更

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第3号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年4月19日専決

新城市長 下 江 洋 行

1	工 事 名	新城市学校給食共同調理場建設工事
2	工 事 場 所	新城市川路字萩平1番158外
3	変更前請負契約金額	2, 5 3 1, 0 8 9, 0 0 0 円
4	変更後請負契約金額	2, 5 3 5, 4 6 7, 0 0 0 円
5	今回変更による増額	4, 3 7 8, 0 0 0 円
6	契 約 の 相 手 方	松井・三河特定建設工事共同企業体 構成員（代表者） 新城市城北一丁目1番地5 松建拓株式会社 代表取締役社長 加 藤 栄 志 構成員 新城市庭野字藤ノ本15番地 三河建設工業株式会社 代表取締役 下 嶋 太

報告第 5 号

令和 5 年度新城市一般会計予算の継続費に係る繰越計算書

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

令和5年度新城市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度 通次繰越額	左の財源内訳				
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計				繰越金	特定財源			
											国庫支出金	県支出金	地方債	その他
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4 衛生費	2 清掃費	クリーンセン ター整備事業	137,500,000	55,000,000		55,000,000	0	55,000,000	55,000,000	5,500,000	0	0	49,500,000	
10 教育費	4 社会教 育費	地域文化広場 改修事業	226,064,000	102,757,000	0	102,757,000	0	102,757,000	102,757,000	10,357,000	0	0	92,400,000	0
10 教育費	5 保健体 育費	学校給食施設 改築事業	2,733,368,000	2,172,615,000	0	2,172,615,000	1,602,786,290	569,828,710	569,828,710	109,928,710	0	0	459,900,000	0
10 教育費	5 保健体 育費	学校給食施設 改築事業	126,544,000	47,960,000	0	47,960,000	17,950,000	30,010,000	30,010,000	1,710,000	0	0	28,300,000	0
合計			3,223,476,000	2,378,332,000	0	2,378,332,000	1,620,736,290	757,595,710	757,595,710	127,495,710	0	0	630,100,000	0

報告第 6 号

令和 5 年度新城市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

令和5年度新城市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	人事管理一般事務経費	3,395,000	3,395,000	0	0	0	0	0	3,395,000
		総合戦略策定事業	4,474,000	4,474,000	0	0	0	0	0	4,474,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住基管理事業	14,113,000	14,113,000	0	14,113,000	0	0	0	0
	3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	407,238,000	178,675,000	0	178,675,000	0	0	0
4 衛生費	1 保健衛生費	保健センター管理事業	3,575,000	3,575,000	0	0	0	0	0	3,575,000
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	2,371,000	2,370,000	0	2,370,000	0	0	0	0
		助産所運営事業	693,000	693,000	0	0	0	0	0	693,000
		温暖化対策推進事業	13,167,000	13,167,000	0	6,583,000	0	6,500,000	0	84,000
		斎苑管理事業	5,487,000	5,487,000	0	0	0	0	0	5,487,000
		水道事業会計出資金	19,300,000	19,300,000	0	0	0	19,300,000	0	0
	2 清掃費	クリーンセンター管理事業	6,105,000	6,105,000	0	0	0	0	0	6,105,000
		クリーンセンター整備事業	25,850,000	25,300,000	0	0	0	17,800,000	0	7,500,000
6 農林水産業費	2 農業土木費	緊急改修事業	6,548,000	4,763,000	0	0	0	0	297,000	4,466,000
	3 林業費	市有林管理事業	26,088,000	26,088,000	0	8,510,000	0	0	0	17,578,000
7 商工費	1 商工費	新城インターチェンジ周辺整備事業	129,237,000	129,237,000	0	0	0	0	0	129,237,000
		湯谷温泉配湯事業	8,800,000	8,800,000	0	0	0	0	0	8,800,000
		鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな管理運営事業	4,227,000	4,227,000	0	0	0	0	0	4,227,000
8 土木費	1 土木管理費	豊橋新城スマートIC(仮称)整備事業	96,553,000	96,553,000	0	43,580,000	0	34,500,000	14,996,000	3,477,000
	2 道路橋りょう費	道路維持事業	3,744,000	3,744,000	0	0	0	0	0	3,744,000
		道整備交付金事業	132,000,000	108,611,000	0	53,400,000	0	48,000,000	0	7,211,000
		橋梁・トンネル・大型構造物長寿命化対策事業	10,340,000	9,590,000	0	3,850,000	0	0	0	5,740,000
	3 河川費	河川維持事業	2,517,000	1,726,000	0	0	0	0	0	1,726,000
10 教育費	4 都市計画費	狭あい道路整備等推進事業	57,700,000	57,524,000	0	28,055,000	0	25,200,000	0	4,269,000
	2 小学校費	小学校管理事業	156,142,000	138,062,000	0	0	0	0	0	138,062,000
	3 中学校費	中学校管理事業	231,467,000	184,156,000	0	0	0	0	0	184,156,000
	5 保健体育費	学校給食施設改築事業	818,635,000	565,387,000	0	0	0	495,100,000	0	70,287,000
11 災害復旧費	1 農林施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	74,590,000	57,253,000	0	0	29,639,000	0	711,000	26,903,000
		農地農業用施設小災害復旧事業	93,966,000	68,508,000	0	0	0	0	1,598,000	66,910,000
		林業施設災害復旧事業	16,478,000	16,478,000	0	0	7,956,000	7,400,000	0	1,122,000
		林業施設小災害復旧事業	51,265,000	34,096,000	0	0	0	0	0	34,096,000
	2 公共土木施設災害復旧費	現年発生災害復旧事業	867,206,000	442,960,000	0	236,985,000	0	118,300,000	0	87,675,000
		公共土木施設小災害復旧事業	78,200,000	74,359,000	0	0	0	0	0	74,359,000
合計			3,371,471,000	2,308,776,000	0	576,121,000	37,595,000	772,100,000	17,602,000	905,358,000

報告第 7 号

令和 5 年度新城市水道事業会計予算の建設改良費に係る繰越計算書

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により、別紙
のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

令和5年度新城市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を要 するたな卸資産 の購入限度額	説 明
						企業債	補償費	当年度損益 勘定留保資金			
1 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	配水設備改良費	円 373,051,000	円 289,862,310	円 82,272,000	円 57,100,000	円 1,428,000	円 23,744,000	円 916,690	円 －	工 事 名：配水管布設替工事(R5－改－3) 工 事 場 所：新城市杉山地区 工 事 概 要：DIP(GX)Φ300 L＝305. 7m DIP(GX)Φ100 L＝97. 1m HPPEΦ75 L＝129. 6m PEPΦ50 L＝127. 6m 仕切弁13箇所 排泥弁3箇所 空気弁1箇所 消火栓2箇所 繰越理由： 関連工事の遅延及び地元調整に より、年度内完了が困難となったた め。
1 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	営業設備費	円 2,378,000	円 284,456	円 1,538,000	円 0	円 0	円 1,538,000	円 555,544	円 －	件 名：箱型軽四輪貨物自動車 繰越理由： 車両メーカー(ダイハツ工業株式会社)に よる不正行為により生産開始が遅れ、年度 内納入が困難となったため。

報告第 8 号

令和 5 年度新城市下水道事業会計予算の建設改良費に係る繰越計算書

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により、別紙
のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

令和5年度新城市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を要 するたな卸資産 の購入限度額	説 明
						国庫補助金	企業債	当年度損益 勘定留保資金			
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	管渠整備費	円 330,416,000	円 155,878,700	円 154,388,000	円 62,334,000	円 69,100,000	円 22,954,000	円 20,149,300	円 －	工 事 名：公共下水道污水管渠布設工事 1－3 工 事 場 所：新城市杉山地区内 工 事 概 要：開削工 VUΦ150 L＝751. 6m 開削工 VUΦ200 L＝438. 4m 入孔設置工 取付管布設工 N＝40箇所 公共汚水ます設置工 N＝40箇所 繰越理由：地元との生活道路への交通規制による迂回路の調整により工程が遅れたため。 工 事 名：公共下水道污水管渠布設工事に伴う水道移転補償 工 事 場 所：新城市杉山地区内 工 事 概 要：水道管移設補償費 1式 繰越理由：公共下水道污水管渠布設工事 1－3 の繰越による。 業 務 名：新城市公共下水道事業計画検討業務 業 務 場 所：新城市内 業 務 概 要：公共下水道事業計画検討業務 1式 繰越理由：受注者の担当者が、令和6年能登半島地震の現地支援に参加し活動期間が長期化したため。

第 6 6 号議案

新城市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第 5 号

新城市税条例の一部改正

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 3 1 日専決

新城市長 下 江 洋 行

新城市条例第 1 3 号

新城市税条例の一部を改正する条例

新城市税条例（平成 1 7 年新城市条例第 9 1 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新	旧
（市民税の減免） 第 5 1 条 （略） 2 ・ 3 （略） （略） （略） 4 前 3 項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u>	（市民税の減免） 第 5 1 条 （略） 2 ・ 3 （略） （略） （略） 4 前 3 項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

5 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(固定資産税の減免)

第71条 (略)

2 市長は、災害により被害を受けた固定資産が、次の表に該当することとなった場合においては、市長において必要があると認めるものについて、その所有者に対して課する当該年度分(1月2日から3月31日までの間に災害が発生した場合は、当該年度分及び翌年度分)の固定資産税のうち災害発生の日以後において到来する納期に係る税額について、被害を受けた土地、家屋、償却資産のそれぞれに係る税額に次の表の区分に従い、それぞれ該当欄に掲げる率を乗じて得た額の範囲内において減免する。

1・2 (略)

3 償却資産

災害により被害を受けた償却資産

家屋の規定の例により減免する。ただし、他の市町市の区域にわたり償却資産を所有する法人については、その所有する全償却資産に係る被害率等を勘案の上必要と認められる限度において減免するものとする。

3 前2項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資

(1)～(3) (略)

5 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(固定資産税の減免)

第71条 (略)

2 市長は、災害により被害を受けた固定資産が、次の表に該当することとなった場合においては、市長において必要があると認めるものについて、その所有者に対して課する当該年度分(1月2日から3月31日までの間に災害が発生した場合は、当該年度分及び翌年度分)の固定資産税のうち災害発生の日以後において到来する納期に係る税額について、被害を受けた土地、家屋、償却資産のそれぞれに係る税額に次の表の区分に従い、それぞれ該当欄に掲げる率を乗じて得た額の範囲内において減免する。

1・2 (略)

3 償却資産

災害により被害を受けた償却資産

家屋の規定の例によって減免する。ただし、他の市町市の区域にわたり償却資産を所有する法人については、その所有する全償却資産に係る被害率等を勘案の上必要と認められる限度において減免するものとする。

3 前2項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

産が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) ～ (5) (略)

- 4 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

- 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有又は取得する土地が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) ～ (3) (略)

- 3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生

(1) ～ (5) (略)

- 4 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合において、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

- 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～ (3) (略)

- 3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

[新設]

じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

〔新設〕

の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び附則第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

〔新設〕

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

（1） 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項

において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者

の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

〔新設〕

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

（1） 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した

残額に相当する金額（以下この項において「第１期分金額」という。）に満たない場合には、第１期納期及び第２期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第４７条の３に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第３項において「特別徴収対象税額」という。）は、第１期納期においてはその者の第１期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第２期納期においてはその者の第２期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を３で除して得た金額（当該金額に１００円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「１０月分金額」という。）に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（２） 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期における税額はないものとし、第２期納期においてはその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（３） 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額

控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2. 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条

第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

（1） 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（2） 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（３） 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の第４７条の５第２項の規定により読み替えられた第４７条の２第１項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

４ 前項の規定の適用がある場合における第４７条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第７条の７第３項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

５ 令和６年度分の個人の市民税につき第４７条の６第１項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和７年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第７条の８ 令和７年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の１２第３項及び第４項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和７年度分特別税額控除額を、同条第３項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第３４条の３、第３４条の６から第３４条の９まで、附則第５条第２項、附則第７条第１項、附則第７条の３の２第１項、附則第７条の４及び附則第９条の２の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第８条 （略）

２ 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第６条第５項に規定する場合において、第３６条の２第１項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第２５条第２項第２号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第３３条から第３４

〔新設〕

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第８条 （略）

２ 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第６条第５項に規定する場合において、第３６条の２第１項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第２５条第２項第２号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第３３条から第３４

条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

- 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、附則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～6 (略)

7 法附則第15条第2項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

8 法附則第15条第2項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第2項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第2項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第2項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第2項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 (略)

[削除]

条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

- 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第8条第2項」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～6 (略)

7 法附則第15条第2項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

8 法附則第15条第2項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第2項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第2項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第2項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第2項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 (略)

14 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

15 (略)

16 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2 (略)

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

15 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

16 (略)

17 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2 (略)

[新設]

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

1 0 法附則第 1 5 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修等住宅又は同条第 1 0 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 0 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～ (6) (略)

1 1 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 1 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～ (6) (略)

1 2 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 1 5 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 2 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～ (6) (略)

1 3 法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 7 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～ (5) (略)

1 4 法附則第 1 5 条の 1 0 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 8 項に規定する補

9 法附則第 1 5 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修等住宅又は同条第 1 0 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～ (6) (略)

1 0 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 0 項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～ (6) (略)

1 1 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 1 5 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 1 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～ (6) (略)

1 2 法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 6 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～ (5) (略)

1 3 法附則第 1 5 条の 1 0 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 7 項に規定する補

助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）～（4）（略）

（5） 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

（6）（略）

15（略）

（土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第11条（略）

（令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例）

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）～（4）（略）

（5） 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

（6）（略）

14（略）

（土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第11条（略）

（令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例）

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の

第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の課税の特例）

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。附則第22条において「令和6年改正法」という。）附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の課税の特例）

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。附則第22条において「令和3年改正法」という。）附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用

がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 (略)

2 (略)

がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

[新設]

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

[新設]

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

[新設]

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

[新設]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

[新設]

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

[新設]

5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 0 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 2 0 条の 2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) ～ (4) (略)

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 0 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 (略)

5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) ～ (4) (略)

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 0 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 2 0 条の 3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) ～ (4) (略)

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 0 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 (略)

5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) ～ (4) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 2 0 条の 2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) ～ (4) (略)

[新設]

3・4 (略)

5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) ～ (4) (略)

[新設]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 2 0 条の 3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) ～ (4) (略)

[新設]

3・4 (略)

5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) ～ (4) (略)

（５） 附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第２０条の３第３項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 （略）

（宅地等に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第２１条 宅地等に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第７０２条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超

〔新設〕

6 （略）

（宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第２１条 宅地等に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第７０２条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に１００分の５（商業地等に係る令和４年度分の都市計画税にあつては、１００分の２．５）を乗じて得た額を加算した額（令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和４年度分及び令和５年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合に

える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度

は、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度

までの各年度分の都市計画税の課税の特例)

第22条 令和6年改正法附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第23条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

(略)

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義)

第25条 (略)

(読替規定)

第26条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第33項」とあ

までの各年度分の都市計画税の課税の特例)

第22条 令和3年改正法附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第23条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

(略)

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義)

第25条 (略)

(読替規定)

第26条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第33項」とあ

るのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」
とする。

るのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」
とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の新城市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第 6 7 号議案

新城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第 6 号

新城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 3 1 日専決

新城市長 下 江 洋 行

新城市条例第 1 4 号

新城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
新城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和 3 年新城市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新	旧
（課税免除） 第 2 条 市長は、法第 2 条第 2 項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から<u>令和 9 年 3 月 3 1 日</u>までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 1 2 条第 4 項の表の第 1 号の中欄又は第 4 5 条第 3 項の表の第 1 号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第 1 2 条第 4 項の表の第 1 号の下欄又は第 4 5 条第 3 項の表の第 1 号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価格の合計額が次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和 3 2 年政令第 4 3 号）第 2 8 条の 9 第 1 0 項第 1 号に規定する資本金の額等（以下「資本	（課税免除） 第 2 条 市長は、法第 2 条第 2 項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から<u>令和 6 年 3 月 3 1 日</u>までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 1 2 条第 4 項の表の第 1 号の中欄又は第 4 5 条第 3 項の表の第 1 号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第 1 2 条第 4 項の表の第 1 号の下欄又は第 4 5 条第 3 項の表の第 1 号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価格の合計額が次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和 3 2 年政令第 4 3 号）第 2 8 条の 9 第 1 0 項第 1 号に規定する資本金の額等（以下「資本

金の額等」という。)が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。 (1)・(2) (略)	金の額等」という。)が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。 (1)・(2) (略)
---	---

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 6 8 号議案

新城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第 7 号

新城市国民健康保険税条例の一部改正

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 3 1 日専決

新城市長 下 江 洋 行

新城市条例第 1 5 号

新城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新城市国民健康保険税条例（平成 1 7 年新城市条例第 1 4 2 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新	旧
（課税額） 第 2 条 （略） 2 （略） 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 4 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 4 万円</u> とする。 4 （略） （国民健康保険税の減額） 第 2 8 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国	（課税額） 第 2 条 （略） 2 （略） 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 2 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 2 万円</u> とする。 4 （略） （国民健康保険税の減額） 第 2 8 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国

民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （1） （略） （2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ （略） （3） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ （略） 2・3 （略）	民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （1） （略） （2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ （略） （3） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>53万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ （略） 2・3 （略）
--	---

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の新城市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第 6 9 号議案

令和 5 年度新城市一般会計補正予算（第 1 5 号）の専決処分の承認

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第 4 号

令和 5 年度新城市一般会計補正予算（第 1 5 号）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 2 5 日専決

新城市長 下 江 洋 行

第 7 0 号議案

令和 6 年度新城市一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分の承認

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第 8 号

令和 6 年度新城市一般会計補正予算（第 2 号）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和 6 年 4 月 8 日専決

新城市長 下 江 洋 行

第 7 1 号議案

新城市税条例の一部改正

新城市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市税条例の一部を改正する条例

新城市税条例（平成 1 7 年新城市条例第 9 1 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新	旧
（寄附金税額控除） 第 3 4 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 3 4 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （1）～（8） （略） （9） <u>所得税法第 7 8 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u>のうち、愛知県知事又は愛知県教育委員会の所管に属するものに対して支出したもの （10） （略） （11） 前各号に掲げるもののほか、所得税法第 7 8 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金並びに租税特別措置法第 4 1 条の 1 8 の 2 第 2 項に規定する特定非営	（寄附金税額控除） 第 3 4 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金<u>若しくは金銭</u>を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 3 4 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （1）～（8） （略） （9） <u>所得税法第 7 8 条第 3 項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u>のうち、愛知県知事又は愛知県教育委員会の所管に属するものに対して支出したもの （10） （略） （11） 前各号に掲げるもののほか、所得税法第 7 8 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金<u>（同条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）</u>並び

利活動に関する寄附金のうち、市民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるもの

2 (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

に租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるもの

2 (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(固定資産税の減免)

第71条 (略)

2 市長は、災害により被害を受けた固定資産が、次の表に該当することとなった場合においては、市長において必要があると認めるものについて、その所有者に対して課する当該年度分（1月2日から3月31日までの間に災害が発生した場合は、当該年度分及び翌年度分）の固定資産税のうち災害発生の日以後において到来する納期に係る税額について、被害を受けた土地、家屋、償却資産のそれぞれに係る税額に次の表の区分に従い、それぞれ該当欄に掲げる率を乗じて得た額の範囲内において減免する。

1 (略)	
2 家屋	
焼失、埋没若しくは流出した部分の床面積が当該家屋の延床面積の7割以上又は家屋の主要な構成要素の経済的被害を家屋全体に占める損害程度で表し、その家屋の損害割合が5割以上のもの	減免率 10割
焼失、埋没若しくは流出した部分の床面積が当該家屋の延床面積の5割以上7割未満又は家屋の主要な構成要素の経済的被害を家屋全体に占める損害程度で表し、その家屋の損害割合が4割以上5割未満のもの	減免率 8割
焼失、埋没若しくは流出した部分の床面積が当該家屋の延床面積の3割以上5割未満又は家屋の主要な構成要素の経済的被害を家屋全体に占める損害程度で表し、その家屋の損害割合が3割以上4割未満のもの	減免率 6割
焼失、埋没若しくは流出した部分の床面積が当該家屋の延床面積の2割以上3割未満又は家屋の主要な構成要素の経済的被害を家屋全体に占める損害程度で表し、その家屋の損害割合が2割以上3割未満のもの	減免率 4割

(1)～(6) (略)

(固定資産税の減免)

第71条 (略)

2 市長は、災害により被害を受けた固定資産が、次の表に該当することとなった場合においては、市長において必要があると認めるものについて、その所有者に対して課する当該年度分（1月2日から3月31日までの間に災害が発生した場合は、当該年度分及び翌年度分）の固定資産税のうち災害発生の日以後において到来する納期に係る税額について、被害を受けた土地、家屋、償却資産のそれぞれに係る税額に次の表の区分に従い、それぞれ該当欄に掲げる率を乗じて得た額の範囲内において減免する。

1 (略)	
2 家屋	
焼失、埋没若しくは流出した部分の床面積が当該家屋の延床面積の7割以上又は家屋の主要な構成要素の経済的被害を家屋全体に占める損害程度で表し、その家屋の損害割合が5割以上のもの	減免率 10割
焼失、埋没若しくは流出した部分の床面積が当該家屋の延床面積の5割以上7割未満又は家屋の主要な構成要素の経済的被害を家屋全体に占める損害程度で表し、その家屋の損害割合が4割以上5割未満のもの	減免率 6割
焼失、埋没若しくは流出した部分の床面積が当該家屋の延床面積の2割以上5割未満又は家屋の主要な構成要素の経済的被害を家屋全体に占める損害程度で表し、その家屋の損害割合が2割以上4割未満のもの	減免率 4割
家屋が床上浸水したもの(損害程度が他に該当するものを除く。)	減免率 4割

3 (略)	3 (略)
附 則	附 則
[削除]	<u>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</u>
	<u>第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</u>
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2 (略)	第10条の2 (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
<u>7 法附則第15条第2項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。</u>	[新設]
<u>8</u> (略)	<u>7</u> (略)
<u>9</u> (略)	<u>8</u> (略)
<u>10</u> (略)	<u>9</u> (略)
<u>11</u> (略)	<u>10</u> (略)
<u>12</u> (略)	<u>11</u> (略)
<u>13</u> (略)	<u>12</u> (略)
<u>14</u> (略)	<u>13</u> (略)
<u>15</u> (略)	<u>14</u> (略)

<u>16</u> 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	〔新設〕
<u>17</u> (略)	<u>15</u> (略)
<u>18</u> (略)	<u>16</u> (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日
- (2) 第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の新城市税条例第34条の7第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

理 由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、規定を整理する等のため必要があるからである。

第 7 2 号議案

新城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

新城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

新城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年新城市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新	旧
（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）～（４） （略） <u>（５） 特定個人番号利用事務 法第 1 9 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>（６） 利用特定個人情報 法第 1 9 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。</u> <u>（７） 情報照会者 法第 1 9 条第 8 号に規定する情報照会者をいう。</u> <u>（８） 情報提供者 法第 1 9 条第 8 号に規定する情報提供者をいう。</u> （個人番号の利用範囲） 第 3 条 （略） 2 （略） 3 市の機関は、当該機関が<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）～（４） （略） 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 （個人番号の利用範囲） 第 3 条 （略） 2 （略） 3 市の機関は、当該機関が<u>法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合

4 (略)

(特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、情報照会者である執行機関が特定個人番号利用事務を処理するために必要な利用特定個人情報の提供を求めた場合において、情報提供者である執行機関が当該利用特定個人情報を提供するときとする。

2 (略)

別表第1 (第3条関係)

機関	事務
市長	1 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令</u> （平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「第5号令」という。）第15条で定める事務に準ずるもの
	2 新城市子ども医療費の支給に関する条例（平成17年新城市条例第110号）による医療費の支給に関する事務
	3 新城市母子家庭等医療費の支給に関する条例（平成17年新城市条例第111号）による医療費の支給に関する事務
	4 新城市障害者医療費の支給に関する条例（平成17年新城市条例第127号）による医療費の支給に関する事務
	5 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に準じて行う後期高齢者福祉医療費及び福祉給付金の支給に関する事務

別表第2 (第3条関係)

は、この限りでない。

4 (略)

(特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、法別表第2の第1欄に掲げる執行機関が同表の第3欄に掲げる執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 (略)

別表第1 (第3条関係)

機関	事務
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する <u>法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令</u> （平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「第5号令」という。）第15条で定める事務に準ずるもの
市長	新城市子ども医療費の支給に関する条例（平成17年新城市条例第110号）による医療費の支給に関する事務
市長	新城市母子家庭等医療費の支給に関する条例（平成17年新城市条例第111号）による医療費の支給に関する事務
市長	新城市障害者医療費の支給に関する条例（平成17年新城市条例第127号）による医療費の支給に関する事務
市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に準じて行う後期高齢者福祉医療費及び福祉給付金の支給に関する事務

別表第2 (第3条関係)

機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
市長	1 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって第5号令第15条で定める事務に準ずるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号の規定に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第44条で定めるもの	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって第5号令第15条で定める事務に準ずるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第19条で定めるもの
	2 新城市子ども医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務	（略）	市長	新城市子ども医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務	（略）
	3 新城市母子家庭等医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務	（略）	市長	新城市母子家庭等医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務	（略）
	4 新城市障害者医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務	（略）	市長	新城市障害者医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務	（略）
	5 高齢者の医療の確保に関する法律に準じて行う後期高齢者福祉医療費及び福祉給付金の支給に関する事務	（略）	市長	高齢者の医療の確保に関する法律に準じて行う後期高齢者福祉医療費及び福祉給付金の支給に関する事務	（略）

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

第73号議案

新城市給食センターの設置及び管理に関する条例の制定

新城市給食センターの設置及び管理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和6年6月10日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市給食センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する共同調理場(以下「給食センター」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 新城市立学校設置条例(平成17年新城市条例第188号)第2条に規定する小学校及び中学校の給食を実施するため、給食センターを設置する。

2 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
新城市学校給食センター	新城市川路字萩平1番地158
新城市作手学校給食センター	新城市作手高里字縄手上32番地

(管理)

第3条 給食センターは、新城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(職員)

第4条 給食センターに所長その他必要な職員を置く。

(運営委員会)

第5条 給食センターの運営に関する事項を審議するため、新城市給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(委員)

第6条 運営委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 児童及び生徒の保護者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める者

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年9月1日から施行する。

(新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年新城市条例第51号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
監査委員から教育支援委員会委員までの項（略）		監査委員から教育支援委員会委員までの項（略）	
給食センター運営委員会委員	日額 7,500円	〔新設〕	
社会教育委員から長篠城址史跡保存館運営審議会委員までの項（略）		社会教育委員から長篠城址史跡保存館運営審議会委員までの項（略）	

理 由

この案を提出するのは、新城市給食センターを設置するため必要があるからである。

第 7 4 号議案

令和 6 年度新城市一般会計補正予算（第 3 号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 7 5 号議案

令和 6 年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 7 6 号議案

財産の取得

新城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 6 1 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得の目的 | 消防用 |
| 2 | 品名及び数量 | 高規格救急自動車 1 台 |
| 3 | 取得金額 | 2 0 , 7 9 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約の相手方 | 新城市市場台二丁目 5 番地 1 3
愛知トヨタ E A S T 株式会社新城店
店長 久保田 鎮 也 |

理 由

この案を提出するのは、消防業務を実施するに当たり、救急車両を取得するため必要があるからである。

第 7 7 号議案

訴えの提起（反訴事件）

名古屋地方裁判所豊橋支部令和 6 年（ワ）第 9 4 号損害賠償請求事件について、次のとおり反訴を提起したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

1 反訴被告（本訴原告）となるべき者

新城市豊岡字滝上 6 4 番地 3

松風苑マネジメント株式会社

代表取締役 福 政 慧 英

2 反訴の要旨

令和 6 年 3 月 5 日付けで本市を被告として損害賠償請求訴訟を提起した反訴被告（本訴原告）となるべき者は、新城市湯谷温泉管理に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 1 6 7 号）第 1 1 条第 1 項に基づく許可を受け、温泉の供給を受けているにもかかわらず第 2 5 条及び第 2 7 条の使用料を支払わず、再三の督促にも応じないことから、係争中の訴訟において反訴により支払いを請求するものである。

理 由

この案を提出するのは、温泉使用料に係る金銭支払請求の反訴を提起するため必要があるからである。

第 7 8 号議案

新城市固定資産評価員の選任

次の者を新城市固定資産評価員に選任したいから、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 0 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	佐 藤 浩 章	

理 由

この案を提出するのは、固定資産評価員から令和 6 年 6 月 3 0 日をもって辞任したい旨の申出があったため必要があるからである。

第 7 9 号議案

人権擁護委員の候補者の推薦

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	荻 野 喜久男	

理 由

この案を提出するのは、令和 6 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となる人権擁護委員がいるため必要があるからである。

第 8 0 号議案

人権擁護委員の候補者の推薦

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	木 村 由 美	

理 由

この案を提出するのは、令和 6 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となる人権擁護委員がいるため必要があるからである。